平成２６年（フ）第５２５号
大阪府東大阪市末広町18番12号
債務者　播摩　元行
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５８号
大阪府枚方市星丘４丁目24番18号
債務者　奥山　剛史
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８０号
大阪府交野市私市２丁目43番４号
債務者　中野　美奈
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５４号
大阪府東大阪市水走２丁目12番22号
債務者　入江　　研
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０号
熊本市南区近見２丁目20番17号
債務者　上田　久志
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５２号
熊本市中央区世安町529番地
債務者　西山　武利
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３号
熊本市西区春日８丁目11番47号
債務者　荒木　文美
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７号
山口県宇部市開６丁目23番４―402号猿田市営住宅
債務者　大野　満恵
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１３号
山口県宇部市東梶返２丁目15番43号
債務者　小川　紀子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第７１号
愛媛県南宇和郡愛南町家串1129番地２
債務者　宮下　倫子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第７２号
愛媛県南宇和郡愛南町家串1129番地２
債務者　宮下ひとみ
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１５９号
宮城県大崎市古川大宮２丁目１番16号
債務者　千葉　利彦
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
宮城県大崎市古川大宮２丁目１番16号
債務者　千葉　佳子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
群馬県桐生市境野町７丁目1786番地の31　松原ハイツ303
債務者　周藤　リチェルダ　サントス
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第４８５号
金沢市東山２丁目８番25号
債務者　松村　達矢
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１３号
三重県津市幸町30番５号　イトウコーポⅢ３―西号室
債務者　谷川　正人
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４号
三重県津市白山町上ノ村106番地35
債務者　吉野　公嗣
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
津地方裁判所破産係